

各種資格取得課程について

本学には学校図書館法による「司書教諭」、図書館法による「司書」、博物館法による「学芸員」および社会教育法による「社会教育主事」の資格を取得するための課程が設置されています。

これらの資格取得に必要な科目は、主として文学部に配当されておりますが、他学部の学生でも履修・修得することができます。したがって、入学時から将来を展望し、方針をきちんと立てて、計画的に履修・修得してください。

I 図書館情報学課程

1 司書教諭の資格取得について

学校図書館は、学校（小学校、中学校、高等学校）教育に欠くことのできない基礎的な設備であり、この学校図書館の運営の中心は、「司書教諭」の資格を有する者が掌ることになっています。（平成 15 年 4 月 1 日から、12 学級以上の学校には司書教諭を置くことが義務づけられています。）

司書教諭の資格を得るためには、教諭の免許状を取得しなければなりません。したがって、教育職員免許状取得に必要な科目の単位と、司書教諭の資格取得に必要な科目の単位を修得し、卒業時に教育職員免許状を取得した後、所定の手続きを経て司書教諭の資格を取得することになります。

この所定の手続きについて説明しますと、学校図書館法において、司書教諭は教諭をもって充て、当該教諭は文部科学大臣の委嘱を受けて行う大学の司書教諭の講習を修了した者と定め、この講習により 10 単位（本学の課程では 12 単位）を修得した者には、文部科学大臣から講習の修了証書が交付されます。すなわち、この修了証書が司書教諭の資格証明になるわけです。

本学の図書館情報学課程においては、前述の講習に相当する科目を開講しており、次に示す科目の単位を修得した場合は、講習の科目の単位を修得したものとみなされますので、文部科学大臣に学校図書館法による講習の修了証書の交付を申請することができます。

申請の方法は、卒業成績発表以後、教務センターに備え付けの申請用紙により、所定の期日までに申し込んでください。

「修了証書」は、文部科学省初等中等教育局から大学を通じて各人に交付されるものですが、講習実施大学（毎年異なる）に名前などを登録する必要上、本学に申請の際に詳しくその要領を確認してください。なお、修了証書の交付は翌年 3 月上旬の予定です。

（司書教諭）

学校図書館司書教諭講習規程に定める科目	単位	左記に相当する本学の授業科目	単位	摘要
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	必修
学校図書館メディアの構成	2	図書館情報資源概論	2	
		情報資源組織論	2	
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	
計	10	計	12	

〈修得方法〉 司書教諭の資格取得に必要な科目および単位数は 6 科目 12 単位です。

（注 1）各科目の配当学部・配当年次については、ハンドブックで確認してください。

（注 2）所属学部配当されていない科目でも、所定の手続きを経て履修可能ですので、教務センター時間割担当窓口へ相談してください。

2 司書資格取得について

図書館（国・公・私立）の専門的事務には「司書（および司書補）」の資格を有する者が従事することになっています。

司書資格取得に必要な科目の単位は、次表のとおりです。（教育職員免許状を取得する必要はありません）

本学の図書館情報学課程において必要な科目の単位を修得した場合は、本学学長が、図書館法による「司書となる資格を有する者」である旨証明書を交付します。

（司書）

	図書館法施行規則に定める科目	単位	左記に相当する本学の授業科目	単位	配当年次	摘要
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論（一）	2	2	必修
	図書館概論	2	図書館概論	2	1	
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2	1	
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	1	
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2	1	
	情報サービス論	2	情報サービス論	2	2	
	児童サービス論	2	児童サービス論	2	2	
	情報サービス演習	2	情報サービス演習	1	2	
			情報検索演習	1	2	
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	1(※)	
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	2	
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習（一）	1	2	
情報資源組織演習（二）			1	2		
選択科目	図書館基礎特論	1	図書館基礎特論	2	2	2科目選択
	図書館サービス特論	1	図書館サービス特論	2	3	
	図書館情報資源特論	1	図書館情報資源特論	2	2	
	図書・図書館史	1	図書・図書館史	2	1	
	図書館総合演習	1	図書館総合演習	1	3	
	図書館実習	1	図書館実習	1	3	
	計	24	計	24～26単位		

(※) 人間健康学部は、2年次配当科目として取り扱います。

〈修得方法〉

1. 必修 ----- 13科目22単位
2. 選択 ----- 2科目2～4単位

「図書館総合演習」の履修条件

選択科目における「図書館総合演習」を履修するには、次の条件を充たしていなければなりません。
なお、履修する際には、事前申し込みが必要となりますので、留意しておいてください。

当該科目を履修する前年度までに、次に示す3科目6単位を修得すること。

「図書館概論」2単位

「図書館制度・経営論」2単位

「図書館サービス概論」2単位

「図書館実習」の履修条件

選択科目における「図書館実習」を履修するには、次の条件を充たしていなければなりません。
なお、履修する際には、事前申し込みが必要となりますので、留意しておいてください。

1 当該科目を履修する前年度までに、次に示す3科目6単位を修得すること。

「図書館概論」2単位

「図書館制度・経営論」2単位

「図書館サービス概論」2単位

2 当該科目を履修する前年度に開催する「図書館実習履修希望者ガイダンス」に出席し、
以後の諸手続きを完了することが必要。

(注1) 各科目の配当学部については、ハンドブックで確認してください。

(注2) 所属学部に配当されていない科目でも、所定の手続きを経て履修可能ですので、
教務センター時間割担当窓口へ相談してください。

II 博物館学課程

博物館（美術館・水族館・郷土資料館・動物園・植物園などを含む。）には、認定された登録博物館、または博物館相当施設があり、資料の収集、保管、展示および調査研究、指導、その他これと関連する事業についての専門的業務を掌る専門職員として「学芸員」を置くことになっております。

学芸員の資格を取得するためには、基礎資格として「学士の学位を有すること」になっておりますから、在学中に次表に示す必要な科目の単位を修得しておけば卒業と同時に学芸員となる資格を取得できます。

本学の博物館学課程において、必要な科目の単位を修得した場合は、本学学長が博物館法による「学芸員となる資格を有する者」である旨証明書を交付します。

（学芸員）

	博物館法施行規則に定める科目	単位	左記に相当する本学の授業科目	単位	配当年次	摘要
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論（一）	2	2	必修
	博物館概論	2	博物館概論	2	1	
	博物館経営論	2	博物館経営論	2	2	
	博物館資料論	2	博物館資料論	2	1	
	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	2	
	博物館展示論	2	博物館展示論	2	2	
	博物館教育論	2	博物館教育論	2	2	
	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	2	
	博物館実習	3	博物館実習	3	3	
計	19	計	19	単位		
選択科目	文化史	1	日本史概説 a	2	選択科目の配当年次はハンドブックを参照すること。	（ただし、2系列以上にわたること） 8単位以上
			日本史概説 b	2		
			西洋史概説 a	2		
			西洋史概説 b	2		
			東洋史概説 a	2		
			東洋史概説 b	2		
	美術史	1	日本及東洋美術史 a	2		
			日本及東洋美術史 b	2		
			西洋美術史 a	2		
			西洋美術史 b	2		
	考古学	1	考古学概説 a	2		
			考古学概説 b	2		
			考古学実習 a	1		
			考古学実習 b	1		
	民俗学	1	民俗学研究 a	2		
民俗学研究 b			2			
物理学	1	熱・統計力学	2			
		弾性体・流体の力学	2			
化学	1	化学概論	2			
生物学	1	生物学概論	2			
地学	1	地学概論	2			
計	8	計	8	単位		

〈修得方法〉

1. 必修 ----- 9科目 19単位
2. 選択 ----- 8単位以上（ただし、2系列以上にわたること）

「博物館実習」の履修条件

必修科目における「博物館実習」を履修するには、次の条件を充たしていなければなりません。
なお、履修する際には、事前申し込みが必要となりますので、留意しておいてください。

当該科目を履修する前年度までに、次に示す3科目6単位を修得すること。

「博物館概論」 2単位

「博物館教育論」 2単位

「博物館資料論」 2単位

(注1) 各科目の配当学部については、ハンドブックで確認してください。

(注2) 所属学部に配当されていない科目でも、所定の手続きを経て履修可能ですので、教務センター時間割担当窓口へ相談してください。

Ⅲ 社会教育（主事資格取得）課程

社会教育法の定めるところにより、都道府県、市、町、村教育委員会の事務局に、「社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える」職務を掌る者として、専門職員の社会教育主事を必ず置くことになっています。

社会教育主事の資格を取得する場合は、教育職員免許状、司書、および学芸員の資格取得の場合と若干異なります。社会教育法（第9条の4）によると社会教育主事となる資格を有する者として「大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、且つ大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあった者」と定めています。

本学の社会教育（主事資格取得）課程においては次表に示す科目を開講していますから、在学中に必要な科目の単位を修得し、卒業後、都道府県、市、町、村教育委員会に就職した場合、社会教育主事補として1年以上経過すれば社会教育主事として任用される資格が得られます。

本学の社会教育（主事資格取得）課程において必要な科目の単位を修得した場合は、本学学長が社会教育法による「社会教育主事の資格取得に必要な科目の単位を修得した者」である旨の証明書を交付します。

（社会教育主事）

社会教育主事講習等規程に定める科目	単位	左記に相当する本学開設専門科目	単位	摘要
生涯学習概論	4	生涯学習概論（一）	2	必修
		生涯学習概論（二）	2	
社会教育計画	4	社会教育計画（一）	2	
		社会教育計画（二）	2	
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	4	社会教育課題研究（一）	2	
		社会教育課題研究（二）	2	
社会教育特講Ⅰ （現代社会と社会教育）	12	社会教育特殊講義（一）	2	
		社会教育特殊講義（二）	2	
		人権教育論	2	
社会教育特講Ⅱ （社会教育活動・事業・施設）		社会教育施設（一）	2	
		社会教育施設（二）	2	
		グループ・ダイナミックス	2	
		リスク認知論	2	
		博物館概論	2	
		メディア教育論	2	
社会教育特講Ⅲ （その他必要な科目）		職業指導Ⅰ	2	
		職業指導Ⅱ	2	
		職業指導（一）	2	
	職業指導（二）	2		
	人と仕事の経済学	2		
	人的資源論	2		
	社会福祉概論	2		
	社会福祉保障論	2		
	社会福祉行政論	2		
	ソーシャルサポート論	2		
*教育原理	2			
*教育学概論	2			
*教育制度論	2			
*教育行政論	2			
*子どもと教育の法学	2			
家族社会学Ⅰ	2			
家族社会学Ⅱ	2			
社会心理学Ⅰ	2			
社会心理学Ⅱ	2			

8単位以上修得が必要。ただし、「社会教育特講Ⅱ」および「社会教育特講Ⅲ」の科目区分から、それぞれ1科目以上修得しなければならない。
*（注1）参照

〈修得方法〉

前表に掲げる科目、単位を下記のとおり履修し、24単位以上修得すること。

〔生涯学習概論〕欄の科目	4単位	}	24単位以上
〔社会教育計画〕欄の科目	4単位		
〔社会教育演習〕 〔社会教育実習〕欄の科目	4単位	}	12単位以上
〔社会教育課題研究〕欄の科目	4単位		
〔社会教育特講Ⅰ〕欄の科目	4単位		
〔社会教育特講Ⅱ〕欄の科目から	1科目以上		
〔社会教育特講Ⅲ〕欄の科目から	1科目以上		

* (注1) 下記の科目の取り扱いは以下のようにする。

科 目	単 位	摘 要	
教 育 原 理	2	いずれか1科目	2科目4単位を もって1科目の 扱いとする
教 育 学 概 論	2	必修(2単位)	
教 育 制 度 論	2	いずれか1科目 必修(2単位)	
教 育 行 政 論	2		
子どもと教育の法学	2		

(注2) 「社会教育特殊講義(一)」および「社会教育特殊講義(二)」では、今日的課題と考えられるテーマを取り上げ、様々な角度からその問題の解明を図るようにする。

(注3) 各科目の配当学部・配当年次については、ハンドブックで確認してください。

(注4) 所属学部配当されていない科目でも、所定の手続きを経て履修可能ですので、**教務センター時間割担当窓口**へ相談してください。